

公示第 8-3 号		公 示 送 達 書	
公 示 下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるから、地方税法第20条の2の規定により公示します。 この書類は、当所において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。 令和8年(2026年)8月 5日 滋賀県自動車税事務所長 石 田 哲 太 記			
書 類 の 表 示		送達を受けるべき者の氏名名称、 事務所または事業所	
地方税法に規定する地方公共団体の徴収金の 賦課徴収または還付に関する書類		・テクノエクスプレス 有限会社 ・塩谷 亮平 ・藤田 儀一郎 ・DINH VAN DAT	